

I 令和5年度普及指導方針（案）（令和5年1月5日現在）

仙南地域では、平坦地から高原地帯まで広がる起伏に富んだ立地条件を生かして、畜産、水稲及び野菜の生産に加え、日本なしなどの果樹生産が盛んな地域である。また、農産物直売所による販売や農畜産物の加工販売などのアグリビジネス活動も積極的に取り組まれている。さらに、食の安全・安心や環境への負荷軽減を重視した持続性の高い「こだわり米」や「ふるさと安心米」をはじめとした環境保全型農業に積極的に取り組み、安全な農畜産物の生産供給基地としての役割を担ってきた。

近年は、農業従事者の減少や高齢化、生産資材価格の高騰、農地の荒廃、野生鳥獣による農作物被害、異常気象や頻発する災害への対応等の多くの課題を抱えている。

また、令和元年東日本台風被害を受けた丸森町、角田市の、被災農家における経営の早期安定化と復旧農地における農作物の安定生産が求められている。

このため、普及センターでは、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（令和3年度～令和12年度）、「みやぎの園芸特産振興戦略プラン」（令和3年度～令和7年度）、「仙南地域振興方針」（令和3年3月策定）及び「地域普及指導基本方針」（令和3年度～令和7年度）等を踏まえ、次の重点活動項目を掲げ、関係機関・団体との密接な連携のもと、地域農業の活性化に向けて積極的に普及指導活動を推進する。

[重点活動項目]

- 1 仙南の豊かな資源を活かした持続的な農業に取り組む経営体の支援
- 2 仙南農業の基盤を支える強靱で自然と調和した地域づくり
- 3 令和元年東日本台風被害からの復興の推進及び原発事故被害等に対する継続支援

1 仙南の豊かな資源を活かした持続的な農業に取り組む経営体の支援

（1）先進的経営体や地域の核となる経営体の育成及び経営の安定化・高度化支援

仙南農業を牽引する先進的経営体や地域の核となる認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者などの経営の安定化や高度化を支援するとともに、農地整備地区における担い手の育成を支援する。

（2）新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援

農業の持続的な発展に向けて、新規就農者、新規参入者及び定年帰農者など、新たな担い手の確保・育成と地域農業を支える多様な人材の活躍に向けた取組を支援する。

（3）先端技術等の推進・普及による農業経営の効率化・省力化支援

自動操舵システムやドローン等アグリテックを活用した作業精度の向上等農業経営の効率化や省力化により，中山間地も含めた生産性の高い農業経営の実現を図るため，生産技術と経営管理の両面から総合的に支援する。

(4) 園芸産出額の増大に向けた園芸産地の育成・強化支援

先進的園芸経営体の育成，露地園芸の振興などにより園芸産出額の増大に向けた取組を推進する。また，仙南を代表する果樹産地を維持・発展させるため，担い手の確保・育成支援，放棄園地対策の検討を行うほか，地域の特色ある野菜の生産維持・技術向上を支援する。

(5) 収益性の高い水田農業・畜産経営の展開支援

水田フル活用による収益性の高い水田農業の展開や農地整備事業と連動した高収益作物の導入促進と生産体制の構築を支援するほか，畜産経営の規模拡大等による収益力の強化を図る取組を支援する。

(6) 多様化する需要の変化に対応した生産・販路拡大への取組支援

多様化する需要の変化に対応するアグリビジネス経営体の育成を図るため，6次産業化やブランド化などの取り組みを推進する。加えて，都市住民との交流拠点となる農産物直売所に対しても活動支援を行う。

2 仙南農業の基盤を支える強靱で自然と調和した地域づくり

(1) 地域資源や地域の特色を活かした営農・所得確保等に向けた取組支援

仙南地域の資源等を活用した地域農業の活性化や所得確保に向けて，地域の特色を活かした新たな特産品づくりや食品加工業者や飲食店等との連携を支援する。

(2) 野生鳥獣被害防止対策の効果的な推進

近年，増大している野生鳥獣による農作物被害防止対策を効果的に推進するため，被害防止に向けた研修会の開催や電気柵の設置など，地域ぐるみの活動を支援する。

(3) 市町や関係機関との連携強化と合意形成推進による地域農業の維持・発展支援

地域農業の維持・発展に向けて関係機関と深く連携しながら地域での話し合いや合意形成に向けた取組など，将来の具体的な農地利用の姿などを明確化した「地域計画」の策定に向けた各市町の取組を支援する。

(4) 環境に配慮した持続可能な農業生産の取組支援

持続可能な農業生産や気象変動に対応した農産物の安定生産に向けて，環境に配慮した栽培管理体系を導入するとともに，家畜排せつ物等の有機質資源を有効活用し環境への負荷軽減を推進する。

3 令和元年東日本台風被害からの復興の推進及び原発事故被害等に対する継続支援

(1) 令和元年東日本台風からの復旧・復興に向けた支援

令和元年東日本台風被害からの復興を市町や関係機関とともに進め、被災農家における経営の早期安定化と復旧農地における農作物の安定生産を支援する。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故被害に対する継続支援

原発事故に起因する農産物等に対する風評が払拭されるよう、継続した放射性物質検査と適切な情報発信など、安全・安心な農産物を供給するため、継続的に支援を行う。

(3) 新たな課題に対応できる農業経営の継続に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の長期化、飼料・肥料等生産資材価格の高騰といった新たな課題に対し、農畜産物の安定生産や販売対策、コスト低減対策の強化などの農業経営の継続に向けた支援を行う。

(4) みやぎの食と農への理解促進と安全・安心な農畜産物生産の取組支援

食と農に関する農業者と消費者の相互理解や地産地消の推進、安全・安心な農畜産物の生産に向けて、農業生産工程管理（GAP）やトレーサビリティを導入する農業者の取組を支援する。